

随意契約理由書

件名	玉津処理場 3号砂ろ過揚水ポンプ改修工事
契約の相手方	株式会社 荏原製作所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本件工事対象の揚水ポンプは、生物処理した処理水を砂ろ過処理するために揚水するもので、上記製作者が設計・製作・据付した後、試運転し、納品したものである。</p> <p>本改修工事は、当該ポンプを分解整備し、劣化損傷した主要部品を交換することで、性能を回復し、今後長期間の運転に耐えるようにするものである。本工事にあたっては、機器内部の構造詳細及び交換部品の製作等、製作者のみが知り得る技術を要するため、当該機器の製造会社しか履行することができない。以上の理由により、上記製作者に随意契約をする。</p>	
担当部署	建設局西水環境センター西神施設課施設係 (078-927-5078)